

2020年5月12日

各 位

会社名 s a n t e c 株式会社
代表者名 代表取締役社長 鄭 元鎬
(コード番号: 6777)
問合せ先 執行役員業務部長 山下 英哲
(TEL 0568-79-3535)

監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年6月に開催予定の当社第41回定時株主総会で承認されることを条件として、現在の「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行する方針を決議するとともに、同株主総会において移行に伴う「定款の一部変更の件」を付議することといたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の背景と目的

当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。

(2) 移行の時期

本年6月開催予定の当社第41回定時株主総会において、必要な定款変更等について承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更について

(1) 定款変更の目的

「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。

(2) 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙の通りです。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日	2020年6月17日（水）
定款変更の効力発生日	2020年6月17日（水）

以上

(別紙) 変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p>	<p>第1章 総 則</p>
<p>第1条～第3条 (条文省略)</p>	<p>第1条～第3条 (現行どおり)</p>
<p>(機関)</p>	<p>(機関)</p>
<p>第4条 当社は、株主総会及び取締役会のほか、次の機関を置く。</p>	<p>第4条 当社は、株主総会及び取締役会のほか、次の機関を置く。</p>
<p>(1) 取締役会</p>	<p>(1) 取締役会</p>
<p>(2) 監査役</p>	<p>(2) <u>監査等委員会</u></p>
<p><u>(3) 監査役会</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(4) 会計監査人</u></p>	<p><u>(3) 会計監査人</u></p>
<p>第5条～第17条 (条文省略)</p>	<p>第5条～第17条 (現行どおり)</p>
<p>第4章 取締役及び取締役会</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p>
<p>(取締役の員数)</p>	<p>(取締役の員数)</p>
<p>第18条 当社の取締役は15名以内とする。</p>	<p>第18条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p>
<p>(取締役の選任の方法)</p>	<p>(取締役の選任の方法)</p>
<p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p>	<p>第19条 取締役は、株主総会において、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u></p>
<p>2 (条文省略)</p>	<p>2 (現行どおり)</p>
<p>3 (条文省略)</p>	<p>3 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>4 当社は、会社法第329条第3項により法令又は本定款に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>5 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期) 第20条 取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第21条～第22条 (条文省略) (取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役、各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条～第25条 (条文省略) (取締役の報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によってこれを定める。</p>	<p>(取締役の任期) 第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>3 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第21条～第22条 (現行どおり) (取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条～第25条 (現行どおり) (取締役の報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別してこれを定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除) 第27条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、<u>社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金150万円以上であら</u><u>かじめ定める金額又は法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u> (<u>監査役の員数</u>) 第28条 <u>当社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p>(<u>監査役の選任の方法</u>) 第29条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(<u>監査役の任期</u>) 第30条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(取締役の責任免除) 第27条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、<u>当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金150万円以上であら</u><u>かじめ定める金額又は法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>(<u>重要な業務執行の決定の委任</u>) 第28条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部の決定を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(常勤の監査役)	
第31条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>	(削 除)
(監査役会の招集通知)	(監査等委員会の招集通知)
第32条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>	第29条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員である取締役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>
2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u>	2 <u>監査等委員である取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>
(監査役会の決議方法)	(監査等委員会の決議方法)
第33条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>	第30条 <u>監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員である取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u>
(監査役会規程)	(監査等委員会規程)
第34条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>	第31条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>
(監査役の報酬等)	
第35条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</u>	(削 除)
(監査役の責任免除)	
第36条 <u>当社は、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度をもって、その責任を免除することができる。</u>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 <u>当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意かつ重大な過失がないときは、金150万円以上であら</u> <u>かじめ定める金額又は法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>	(削 除)
<p>第37条～第38条 (条文省略)</p>	<p>第32条～第33条 (現行どおり)</p>
<p>第39条 執行役員の任期は2年とし、選任及び退任の時期は取締役に至るものとする。なお、退任、辞任、補充選任、その他の取扱いについても取締役に準じるものとする。</p>	<p>第34条 執行役員の任期は2年とし、選任及び退任の時期は取締役(監査等委員である取締役を除く。以下本項において同じ。)に至るものとする。なお、退任、辞任、補充選任、その他の取扱いについても取締役に準じるものとする。</p>
<p>2 (条文省略)</p>	<p>2 (現行どおり)</p>
<p>第40条～第45条 (条文省略)</p>	<p>第35条～第40条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>附 則</p>
	<p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p>
	<p>1 <u>当会社は、監査役(監査役であったものを含む。)の第41回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項の責任につき、善意かつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限定の範囲で、その責任を免除することができる。</u></p>
	<p>2 <u>社外監査役(社外監査役であったものを含む。)の第41回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項の責任を限定して負担する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条第2項の定めるところによる。</u></p>